

平成14年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(3) 組合制度 ③

全国中小企業団体中央会

第3問

次の設問は、中小企業等協同組合制度及び商工組合制度に関するものである。設問1～設問5の中から3問を選択し、解答用紙の解答欄に4行以内で記述しなさい。

[設問1] 自由脱退について、事業年度終了90日前までの予告期間を設けた趣旨について述べなさい。

[設問2] 事業協同組合において、員外利用の制限を設けた趣旨について述べなさい。

[設問3] 「監事は、理事又は使用人と兼務してはならない。」とする理由について述べなさい。

[設問4] 「組合員は組合に対する経費の支払いについて、相殺をもって組合に対抗することができない。」とする理由について述べなさい。

[設問5] 企業組合の組合員資格が、法人には認められず、個人に限られている理由について述べなさい。

編集者注：中小企業等協同組合法の一部が改正（平成15年2月1日施行）され、現在は、企業（法人）等にも組合員としての資格が認められるようになっています。

[解答例]

第3問

[設問1]

組合は共同事業体であり、経営の維持

存続が優先する。予告期間を設け、年度末での脱退を認めることにより、年度中の組合財産の減少、事業への支障を避けることができる。

[設問 2]

事業協同組合は、組合員に直接の奉仕をすることを目的として共同事業を行う事業体であるから、その利用者は本来組合員に限られるべきである。また、員外者に無制限に利用を認めると、組合員の利用に支障を生じ、組合員の事業利用権を侵害する恐れがある等からである。

[設問 3]

監事は、会計監査を通じて理事を監督すべき地位にあり、組合の使用人は、理事の下で事務を執る立場にあるので、業務の適正を阻害することになるからである。

[設問 4]

経費は組合事業の遂行上その財源として必要なものであり、組合員からの相殺の主張を認めると組合事業の遂行が不能となる恐れがあるためである。

[設問 5]

企業組合の組合員は、加入前独立した事業者であっても、組合員になったときは、自己の事業を廃止し、原則として組合の事業に従事する必要があるからである。

(以下、次号)

インフォメーション

『経営後継者研修』の受講生を募集します!!

～柔軟な思考と幅広い視野で明日の企業を築く経営能力を養成～

- 中小企業総合事業団 中小企業大学校 -

この研修の特徴は、経営戦略、人事・労務、財務、マーケティングなど経営の基本的な知識と応用を、20名の仲間と連帯しながら事例研究、演習、実習、ゼミを通して実践的に習得するところにあります。研修のステップとしては、①企業人としての基礎を学び、②経営知識・スキルを学び、③知識・スキルを活用して、④自社のあるべき姿、自分の行動指針を策定します。究極の目的は「自分を知り、自社を知り、企業経営を知る」ところにあります。受講要領は下記のとおりです。

受講対象者 将来の経営者または経営幹部 研修日程 03年10月6日～04年7月30日(10カ月)[原則として土・日・祝日は休み。他に冬・夏休みがあります。]
定員 20名 受講料 987,000円(税込み、教材費含む。)別に海外研修の旅行費用(実費)が必要です。 申込締切日 03年8月29日(金)まで(定員になり次第締め切ります)

お申込み・お問合わせ先 中小企業大学校 東京校 研修運営課 Tel 042-565-1207まで。